補助・助成

高齢者肺炎球菌ワクチン定期予防接種

高齢者の肺炎球菌ワクチンの定期接種は、これまでに成人用肺炎球菌ワクチンを接種したことのない65歳以上の方を対象に、接種費用の一部を公費で負担する制度です。

対象は、その年度に65歳、70歳、75歳、80歳、85歳、90歳、95歳、100歳に達する方です。**※対象者には、すでに個別にご案内をしています。**

また、次に該当する方で、今までにこのワクチン接種を受けていない方は、定期接種を受けることができますので、お問い合わせください。

◆60歳以上65歳未満で、心臓、腎臓または呼吸器の機能障害およびヒト免疫不全ウイルスによる免疫機能障害により、日常生活が極度に制限される障害のある方

【問い合わせ先】健康介護支援課親子すこやか班 ☎52・9281

健康づくり・介護予防の取り組みを応援します！

令和3年度健康づくりのための地域活動事業では、自主的に健康づくりや介護予防のための活動をする団体に、補助金を交付します。

【対象団体】次の全てを満たす団体

①40歳以上の者が5人以上で、香美市民で組織する団体

②スポーツを主たる目的とした団体でないこと

③地域住民が活動に参加できるよう周知し、新たに参加希望者を受け入れること

④事業に対し他の補助金を受けていない団体

【活動内容】

A＝健康づくりや介護予防につながる活動（1団体、上限2万5千円）

※月2回程度、かつ年間20回以上の活動を行うこと

B＝健康づくりや介護予防につながる講演会等の開催（1団体、上限1万円）

【申請締切】10月29日(金)

※予算額に達した時点で終了

【問い合わせ先】健康介護支援課健康づくり班 ☎52・9282

ひとり親家庭医療費助成

18歳までの子どもがいるひとり親家庭や、両親のいない子どもとその養育者の医療費のうち、保険診療の自己負担分を申請があった月の翌月から助成します。

【対象】

所得税が非課税の世帯（平成22年度税制改正の扶養控除等廃止前の計算による旧税額で判定）

【申請方法】次のものを持参し、申請してください。

①子どもとひとり親（養育者）の健康保険証

②認印

③所得・課税証明（住民票が令和3年1月1日現在香美市にない場合）

【受給中の方】

受給者資格は毎年6月末で有効期限が切れます。引き続き助成を希望する方は更新が必要ですので、6月中に①～③を持参し、更新の手続きを行ってください。

【問い合わせ・申請先】

市民保険課保険班

☎53・3115

香北支所☎59・2311

物部支所☎58・3111

香美市産材で木材住宅を建ててみませんか

『かみんぐWOOD』は、

①香美市内に居住用の住宅を新築（または増改築）すること

②建築には香美市産材を使用すること

③高知県の補助金『こうち木の住まいづくり助成事業』（最高額80万円）

を主な要件とした補助事業です。

市内のストックヤードで原木を購入し、市内の製材所で加工、市内の工務店や大工さんに依頼して市内に居宅を建てる場合は、最高200万円の支援を受けることができます。製材所や工務店が市外の事業者でも利用は可能です。

一度ご相談ください。

【対象】

市内に市産材を利用して建築する新築住宅または増改築（増改築に係る部分の床面積の合計が10平方メートルを超えるもの）

【申請期限】

毎年3月10日

（予算上限に達したら終了します）

【問い合わせ先】農林課林政班 ☎52－9283

障害者福祉医療費の助成制度

この制度は、重度心身障害児(者)の方の、保健の向上と福祉の増進を図ることを目的に、保険診療の自己負担分を助成する制度です。

【対象者】

◆重度心身障害児(者)の方

・身体障害者手帳の1級または2級をお持ちの方

・療育手帳のA1またはA2をお持ちの方

・18歳未満の児童で、身体障害者手帳の3級または4級を持ち、療育手帳のB1をお持ちの方

◆所得制限等

65歳以上で、平成15年10月1日以降、新たに手帳の交付を受けた方は、住民税非課税世帯の方のみが対象。

※65歳未満の方、または65歳以上で平成15年9月30日以前に対象となる級の手帳の交付を受けた方は所得制限はありません。

【申請方法】次の①～③を持参し、窓口で申請。

①身体障害者手帳または療育手帳 ②健康保険証 ③認印

【1年ごと更新対象の方】

6月末で有効期限が切れます。引き続き助成を希望する方は、所得判定による資格の更新を行いますので、6月中に①～③を持参し、更新の手続きを行ってください。

【問い合わせ・申請先】

市民保険課保険班

☎53・3115

香北支所☎59・2311

物部支所☎58・3111

催し・相談

土佐山田町区域一斉清掃

土佐山田町内の道路・河川・水路・公園等で一斉清掃を行います。

ごみは、できるだけ地元の協力いただける車で運搬してください。

【日時】6月6日（日）

8時30分～12時30分

※小雨決行（雨天中止。中止決定は当日7時に行います）

【持込場所】市立一般廃棄物処理場（鏡野中学校北）

【持込禁止】①～③のごみは取り扱いませんのでご注意ください。

①家庭からのごみ

②農業用のビニール類

③産業廃棄物

【問い合わせ先】

環境上下水道課環境班

☎53・1063

みんなの人権110番

全国の法務局では、全国統一の電話番号により人権相談を受け付けています。

※相談無料、秘密厳守

※法務局職員または人権擁護委員が相談に応じます

【時間】

平日8時30分～17時15分

【取扱内容】

差別待遇、コロナ問題、暴行・虐待、ハラスメント、いじめ・体罰、名誉毀損・プライバシー侵害等人権問題に関するあらゆる相談

【問い合わせ先】

☎0570・003・110

※ナビダイヤル

登山計画の作成と提出は安全登山の第一歩

昨年、高知県内では7件の遭難事故が発生し、2人が亡くなり、2人が負傷、3人が無事救助されています。山岳遭難防止のために、次のことに留意してください。

◆天気の推移を見極めた登山計画

◆体力と経験に応じた登山

◆登山計画書や登山届の提出

◆携帯電話など連絡手段の確保

【問い合わせ先】

南国警察署地域課

☎088・863・0110

新婚さんの新生活を支えます

香美市結婚新生活支援事業として、結婚に伴う新生活の経済的支援のため、補助金を交付します。**※予算額に達した時点で終了**

【補助対象】

次の全てを満たす方

①令和3年1月1日から令和4年3月31日までの間に婚姻届が受理された夫婦

②夫婦ともに婚姻日の年齢が39歳以下

③令和元年、または令和2年の世帯所得が400万円未満（奨学金を返済している場合は控除可。申請時に無職の場合その方は所得なしとみなす）

④対象となる住居は夫婦いずれかの住所として住民票に香美市内の住所が記載されていること

⑤夫婦ともに市税等の滞納がないこと

⑥夫婦ともに暴力団員でないこと

※その他、要件があります。お問い合わせください。

【対象経費】

新居の購入費・家賃（他の公的制度による家賃補助等を受けている場合、その部分は対象外）・敷金・礼金・共益費・仲介手数料・引越し費用

【補助限度額】

1世帯あたり30万円

新婚世帯と親世帯が同居または近居(直線距離で5㌔以内もしくは同一小学校区内)の条件を満たす場合、補助限度額は45万円となります

【申請先】

定住推進課 ☎53－1061